

診療所管理者 様

葛飾区保健所長

清 古 愛 弓

医療法第 25 条第 1 項※の規定に基づく立入検査の実施について（通知）

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 25 条第 1 項※の規定に基づき、貴診療所に対する立入検査を下記のとおり実施しますので通知します。

記

1 立入希望日時

令和 7 年 10 月 1 日（水）から令和 7 年 11 月 28 日（金）の平日 9 時 30 分から 15 時の間で、ご都合の良い日時を、**令和 7 年 9 月 5 日（金）までに** F A X（別紙⑤）又はメールで第 3 希望までご連絡ください。立入検査の所要時間は、1 時間 30 分程度を想定しています。

立入検査日時は、令和 7 年 9 月 12 日（金）までにご連絡します。

2 立入検査人員（予定）

葛飾区保健所職員 2～3 人程度

3 事前提出書類

「施設表（別紙①）」、「診療所自主管理チェックリスト（別紙②）」、「医療従事者名簿（別紙③）」に記載後、そのコピー（各 1 部）を生活衛生課医薬担当係へお送りください。

お忙しいところ恐れ入りますが**立入日の 2 週間前までに**郵送又はオンラインで保健所にご返送願います。（オンラインでご提出される場合は、次ページをご覧ください。）

4 準備書類

立入検査の当日、次の書類の準備をお願いします。

- (1) 施設表（別紙①）
- (2) 診療所自主管理チェックリスト（別紙②）
- (3) 医療従事者名簿（別紙③）
- (4) 「立入検査当日ご用意いただきたい書類（別紙④）」に列挙された書類

5 実施方法（予定）

- (1) 書類確認（60 分間程度）
上記 4 の書類の内容を確認します。
- (2) 施設確認（20 分間程度）
書類確認終了後、診察室、病室等を確認させていただきますので、診療所職員の立会いをお願いします。
- (3) 講評（10 分間程度）
施設確認終了後、講評を行います。診療所管理者の立会いをお願いします。

※医療法第 25 条第 1 項

都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、必要があると認めるときは、病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、病院、診

療所若しくは助産所に立ち入り、その有する人員若しくは清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

▼メールによる立入希望日時の連絡は、こちらのQRコードから



▼様式①～③のダウンロード、オンラインによる提出は、こちらのQRコードから
(葛飾区公式サイト ページ番号 1036199)



【問い合わせ・書類提出先】

〒125-0062

葛飾区青戸4-15-14 健康プラザかつしか 2階
葛飾区保健所 生活衛生課 医薬担当係 浜野

電話：03-3602-1242 FAX：03-3602-1298

Mail：092000@city.katsushika.lg.jp

開庁時間：平日 8:30-17:00